

議案第 1 1 号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する療育手帳の誤記載による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

境港市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金285,590円を支払うものとする。

3 事件の概要

西部総合事務所所属の職員が、和解の相手方の療育手帳について、療育手帳システムへの入力を誤り、障がいの程度が誤って表示されたものを交付した。これにより、和解の相手方が、境港市特別医療費助成制度の対象とならなかったために負担した費用を県が負担しようとするものである。